毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和八年
第七四九号
十月二十七日
（火曜日）

## 目次

告示
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定 …… 一
生活保護法等による指定医療機関の廃止 …… 一
生活保護法等による指定医療機関の再開 …… 二
生活保護法等による指定医療機関の休止 …… 二
生活保護法等による指定医療機関の名称変更 …… 二
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更 …… 三
急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件） …… 三
県立学校の照明設備使用料及び冷暖房設備使用料の徴収事務の委託 …… 六

## ○告示

### 大分県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐藤　樹一郎

| 施術者の氏名 | 施術者の住所 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 波多野　規朗 | 別府市大畑町一番二一号 | 令八・四・一四 |

### 大分県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐藤　樹一郎

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 石井産婦人科 | 医療法人社団石井産婦人科 | 日田市豆田町五番一六号 | 令八・一・三一 |
| 大塚歯科医院 | 大塚　亨 | 豊後大野市緒方町馬場一二〇の五 | 令八・一・一 |
| 脇歯科 | 脇　修二 | 別府市小倉町二九番五号 | 令八・二・二四 |
| 上田歯科医院 | 上田　等 | 佐伯市弥生大字井崎字川又一三六六の一 | 令八・三・一 |
| ファン薬局日代店 | 株式会社ファンメディカル | 津久見市大字網代九五の二五 | 令八・三・一 |
| 土屋会八重眼科医院 | 医療法人土屋会 | 速見郡日出町大字川崎字角力田三番地の一 | 令八・三・一六 |
| のぞみ薬局 | 株式会社のぞみメディカル | 宇佐市安心院町木裳字西光寺三八の一 | 令八・四・一 |
| 菅尾医院 | 医療法人菅尾医院 | 豊後大野市三重町浅瀬三九四九 | 令八・四・一 |
| 杉原内科消化器科クリニック | 医療法人優輝 | 中津市中央町二丁目五〇一番地二 | 令八・四・二〇 |

廣瀬　耕三　別府市元町二番九号　令八・六・一

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 休止年月日 |
|---|---|---|---|
| 日田市立東渓診療所出口出張診療所 | 日田市 | 日田市天瀬町出口一七四八番地一 | 令八・三・三一 |
| 日田市立東渓診療所塚田出張診療所 | 日田市 | 日田市天瀬町塚田八九八の一 | 令八・三・三一 |
| 東町調剤薬局 | 有限会社コスモス | 佐伯市東町一二二五一番二 | 令八・四・三〇 |
| やまもと薬局 | 山本　一八 | 別府市上人南町一六組 | 令七・一二・三一 |
| ワタナベ薬局芝原店 | 株式会社ワタナベ | 宇佐市大字上田八二の三 | 令八・七・一五 |

**大分県告示第四百二十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 再開年月日 |
|---|---|---|---|
| ミタライクリニック | 御手洗　俊三 | 佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番地一 | 令八・二・二〇 |

**大分県告示第四百二十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 休止年月日 |
|---|---|---|---|
| ミタライクリニック | 御手洗　俊三 | 佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番地一 | 令八・一・二〇 |
| ミタライクリニック | 御手洗　俊三 | 佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番地一 | 令八・二・二五 |
| 森久桂花堂薬局 | 合資会社森久桂花堂 | 中津市殿町一四三二の四 | 令八・六・一 |

**大分県告示第四百二十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 医療機関の名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 変更前 | 変更後 | | |
| 医療法人新生会宇佐胃腸内科医院 | 社会医療法人新生会宇佐胃腸内科医院 | 宇佐市大字江須賀四〇九二番地一 | 令八・四・一 |
| 水沼医院 | みずぬまクリニック | 佐伯市駅前二丁目四番九号 | 令八・五・一 |
| 馬場内科クリニック | 田邉内科クリニック | 佐伯市長島町二丁目一三三番地二 | 令八・四・一五 |
| つるみ薬局 | 第一調剤薬局荘園町店 | 別府市荘園町六六番四〇号 | 令八・四・一 |
| つるみ調剤薬局 | 第一調剤薬局大畑町店 | 別府市大畑町六番三九号 | 令八・四・一 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 訪問看護ステーションみそら大分 | 訪問看護ステーションみそら佐伯 | 佐伯市内町二番二八号二階 | 令八・八・一 |

**大分県告示第四百三十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 医療機関の名称 | 所在地 変更前 | 所在地 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 訪問看護ステーション オリナス | 別府市石垣東八丁目二の二〇 GRCopusbeppu 三五五〇一号室 | 別府市荘園町五九番二八号 リファレンス荘園二〇一の五 | 令七・一一・一 |

**大分県告示第四百三十一号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 指定区域の名称 | 所在地 市町村 | 大字 | 字 | 地番又は区域 |
|---|---|---|---|---|
| 御幸1 | 大分市 | 神崎及び生石 | 蟹喰及び川向 | 次の一点から二一点までを順次結んだ線及び一点と二一点を結んだ線に囲まれた土地の区域<br>一点　北緯三三度一四分四九秒二五六四　東経一三一度三四分三九秒一一四六<br>二点　北緯三三度一四分四八秒九六〇五　東経一三一度三四分四〇秒〇一七<br>三点　北緯三三度一四分四八秒七三〇〇　東経一三一度三四分四一秒二〇六五<br>四点　北緯三三度一四分四八秒六二八五　東経一三一度三四分四一秒五九五一<br>五点　北緯三三度一四分四八秒五九四二　東経一三一度三四分四二秒〇一〇八<br>六点　北緯三三度一四分四八秒六〇〇七　東経一三一度三四分四二秒一七二七<br>七点　北緯三三度一四分四八秒六八四三　東経一三一度三四分四二秒四一九五<br>八点　北緯三三度一四分四八秒八四五二　東経一三一度三四分四二秒六四七四<br>九点　北緯三三度一四分四九秒〇六四八　東経一三一度三四分四二秒七五〇二<br>一〇点　北緯三三度一四分四九秒五三七一　東経一三一度三四分四二秒八六五二<br>一一点　北緯三三度一四分四九秒八一七〇　東経一三一度三四分四二秒八九三七<br>一二点　北緯三三度一四分四九秒七九六三　東経一三一度三四分四三秒五五三一<br>一三点　北緯三三度一四分四九秒一一三四　東経一三一度三四分四三秒七九〇四<br>一四点　北緯三三度一四分四八秒二五七五　東経一三一度三四分四三秒八二二四<br>一五点　北緯三三度一四分四七秒二二五五　東経一三一度三四分四二秒五四三九<br>一六点　北緯三三度一四分四七秒〇三六一　東経一三一度三四分四二秒四〇二五<br>一七点　北緯三三度一四分四七秒四九〇八　東経一三一度三四分四〇秒八九二三<br>一八点　北緯三三度一四分四七秒八七一九　東経一三一度三四分三九秒九四九五<br>一九点　北緯三三度一四分四七秒七九一四　東経一三一度三四分三九秒七五七六<br>二〇点　北緯三三度一四分四八秒二四九九 | | | |

東経一三一度三四分三九秒〇三六〇
二一点　北緯三三度一四分四八秒六五三四
東経一三一度三四分三八秒五九四六

**大分県告示第四百三十二号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 指定区域の名称 | 所在地 | | |
|---|---|---|---|
| | 市町村 | 大字 | 字 |
| 森4 | 大分市 | 森 | 北原 |

次の一点から二〇点までを順次結んだ線及び一点と二〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度一二分五八秒九七八八
東経一三一度四〇分三四秒七六四四
二点　北緯三三度一三分〇一秒〇五四一
東経一三一度四〇分三四秒八七一三
三点　北緯三三度一三分〇一秒四二五八
東経一三一度四〇分三四秒七二三〇
四点　北緯三三度一三分〇二秒一〇〇五
東経一三一度四〇分三四秒八七四〇
五点　北緯三三度一三分〇二秒六二四九
東経一三一度四〇分三五秒一〇九九
六点　北緯三三度一三分〇二秒六九四二
東経一三一度四〇分三五秒一六五六
七点　北緯三三度一三分〇二秒六六九五
東経一三一度四〇分三五秒三六一〇
八点　北緯三三度一三分〇二秒五四三七
東経一三一度四〇分三五秒四六五六
九点　北緯三三度一三分〇二秒二五六二
東経一三一度四〇分三五秒五九七一
一〇点　北緯三三度一三分〇二秒〇五八五
東経一三一度四〇分三五秒四六〇〇
一一点　北緯三三度一三分〇二秒〇〇一八
東経一三一度四〇分三五秒五二三〇
一二点　北緯三三度一三分〇一秒六三三八
東経一三一度四〇分三五秒六一二一
一三点　北緯三三度一三分〇一秒三三八九
東経一三一度四〇分三五秒七九九二
一四点　北緯三三度一三分〇一秒〇四八三
東経一三一度四〇分三五秒六八六三
一五点　北緯三三度一三分〇〇秒七二三二
東経一三一度四〇分三五秒七五九九
一六点　北緯三三度一三分〇〇秒六九二八
東経一三一度四〇分三五秒九二一八
一七点　北緯三三度一三分〇〇秒三二六九
東経一三一度四〇分三六秒二七二九
一八点　北緯三三度一二分五九秒四五九八
東経一三一度四〇分三六秒六二一七
一九点　北緯三三度一二分五九秒二七〇五
東経一三一度四〇分三六秒八六〇三
二〇点　北緯三三度一二分五九秒一九五五
東経一三一度四〇分三七秒〇一〇六

**大分県告示第四百三十三号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

| 指定区域の名称 | 所在地 | | |
|---|---|---|---|
| | 市町村 | 大字 | 字 |
| 田ノ浦17 | 大分市 | 神崎 | 前田及び原 |

次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域、次の七点から二四点までを順次結んだ線及び七点と二四点を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに次の二五点から四六点までを順次結んだ線及び二五点と四六点を結ん

だ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度一五分一四秒九一七六　東経一三一度三二分三八秒七九四六
二点　北緯三三度一五分一五秒五五四一　東経一三一度三二分三九秒三七七九
三点　北緯三三度一五分一六秒二九〇八　東経一三一度三二分四〇秒〇四三〇
四点　北緯三三度一五分一六秒一六四二　東経一三一度三二分四〇秒九六四六
五点　北緯三三度一五分一六秒〇五四五　東経一三一度三二分四一秒〇三六一
六点　北緯三三度一五分一五秒三〇九四　東経一三一度三二分四一秒五二二一
七点　北緯三三度一五分一六秒一七五一　東経一三一度三二分四二秒八五〇八
八点　北緯三三度一五分一七秒二七五八　東経一三一度三二分四二秒一七八三
九点　北緯三三度一五分一八秒一七二七　東経一三一度三二分四一秒〇八八七
一〇点　北緯三三度一五分一八秒七二四五　東経一三一度三二分三九秒二六五〇
一一点　北緯三三度一五分一七秒八三四九　東経一三一度三二分三七秒三四三四
一二点　北緯三三度一五分一八秒二〇四三　東経一三一度三二分三六秒七七六八
一三点　北緯三三度一五分一八秒六七〇四　東経一三一度三二分三六秒七五〇三
一四点　北緯三三度一五分一八秒八八二四　東経一三一度三二分三七秒〇三二〇
一五点　北緯三三度一五分一九秒三六〇〇　東経一三一度三二分三八秒一四九七
一六点　北緯三三度一五分一九秒三七八七　東経一三一度三二分三九秒六二〇〇
一七点　北緯三三度一五分一八秒一九五四　東経一三一度三二分四二秒三七四一
一八点　北緯三三度一五分一七秒五六〇二　東経一三一度三二分四三秒七六九三
一九点　北緯三三度一五分一七秒〇五九八　東経一三一度三二分四四秒一七八〇
二〇点　北緯三三度一五分一六秒九九三八　東経一三一度三二分四四秒二一四三
二一点　北緯三三度一五分一六秒九二〇五　東経一三一度三二分四四秒二三九八
二二点　北緯三三度一五分一六秒八五六〇　東経一三一度三二分四四秒二五六七
二三点　北緯三三度一五分一六秒七七五八　東経一三一度三二分四四秒二七七四
二四点　北緯三三度一五分一六秒二九七七　東経一三一度三二分四四秒三四四四
二五点　北緯三三度一五分一九秒三六一七　東経一三一度三二分三六秒三五七五
二六点　北緯三三度一五分一九秒三五三一　東経一三一度三二分三五秒八八七六
二七点　北緯三三度一五分一九秒四八〇三　東経一三一度三二分三五秒四七一七
二八点　北緯三三度一五分一九秒九三一七　東経一三一度三二分三六秒一九二六
二九点　北緯三三度一五分二〇秒二二三一　東経一三一度三二分三六秒六六四〇
三〇点　北緯三三度一五分二〇秒三八一三　東経一三一度三二分三六秒八四五四
三一点　北緯三三度一五分二〇秒七五九六　東経一三一度三二分三六秒八六五八
三二点　北緯三三度一五分二〇秒八六五七　東経一三一度三二分三六秒七八八六
三三点　北緯三三度一五分二一秒二三七三　東経一三一度三二分三七秒四〇二〇
三四点　北緯三三度一五分二一秒一三九四　東経一三一度三二分三七秒四九二二
三五点　北緯三三度一五分二〇秒七七三二　東経一三一度三二分三七秒七四六二
三六点　北緯三三度一五分二〇秒五九七四　東経一三一度三二分四三秒七六九三

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日田市スポーツ推進委員協議会<br>日田市田島二丁目六―一 | 〃 | 大分県立日田三隈高等学校 | |
| ＮＰＯ法人わさだ夢クラブ<br>大分市玉沢一〇三番地 | 〃 | 大分県立新生支援学校 | |
| 中津市スポーツ協会<br>中津市豊田町九番地一〇 | 〃 | 大分県立中津支援学校 | |
| ＮＰＯ法人おおみちふれあいクラブ<br>大分市田室町三番三七号 | 〃 | 大分県立さくらの杜高等支援学校 | |
| 南立エンジョイ倶楽部<br>別府市堀田町一三番二五号 | 令和六年四月一日 | 大分県立別府やまなみ支援学校 | |

二　委託をした日
　令和八年四月三日
三　委託期間
　令和八年四月三日から令和九年二月二十八日まで

東経一三一度二二分三七秒七六四一
北緯三三度一五分二〇秒三三四九　三七点
東経一三一度二二分三七秒五二一〇
北緯三三度一五分二〇秒一三二〇　三八点
東経一三一度二二分三七秒三六三九
北緯三三度一五分二〇秒〇二六〇　三九点
東経一三一度二二分三七秒二三六六
北緯三三度一五分一九秒九六二四　四〇点
東経一三一度二二分三七秒〇六七四
北緯三三度一五分一九秒九二九七　四一点
東経一三一度二二分三六秒八八七二
北緯三三度一五分一九秒九〇五八　四二点
東経一三一度二二分三六秒七六四五
北緯三三度一五分一九秒八五六五　四三点
東経一三一度二二分三六秒六三九〇
北緯三三度一五分一九秒七七九一　四四点
東経一三一度二二分三六秒五一八九
北緯三三度一五分一九秒七〇三一　四五点
東経一三一度二二分三六秒四四八七
北緯三三度一五分一九秒五五五二　四六点
東経一三一度二二分三六秒三六五九

## 大分県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に県立学校の照明設備使用料及び冷暖房設備使用料の徴収事務を委託した。

令和八年十月二十七日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地等

| 名称及び事務所の所在地 | 指定公金事務取扱者に係る指定をした日 | 委託をした事務に係る施設名 |
|---|---|---|
| 臼杵市スポーツ推進委員協議会<br>臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 | 令和八年四月一日 | 大分県立海洋科学高等学校 |